

研究ノート

## IFRS9 の減損基準に対する BCBS の解釈

児 嶋 隆

### 目 次

1. はじめに
2. 「指針」が示す原則
3. 「指針」の目的
4. 『実効性のある銀行監督のための諸原則』との関係
5. IFRSを適用する銀行に特有の監督上の指針
6. おわりに

### 1. はじめに

2014年7月、国際会計基準審議会（IASB）は、最終バージョンの財務報告基準（IFRS）9『金融商品』（IASB [2014c]、企業会計基準委員会他監訳 [2015b]）を公表した。それは、国際会計基準（IAS）39を置き換えるためのIASBのプロジェクトの3つのフェーズである分類及び測定、減損並びにヘッジ会計がすべて含まれている<sup>1)</sup>。

減損に関しては、2008年の金融危機を受けて、G20や国際的な金融規制当局は、IASB及び財務会計基準審議会（FASB）に対して「発生損失アプローチ」から「予想損失アプローチ」への転換を促した。なお、FASBの改訂作業は本稿執筆時点で進行中である。

「発生損失アプローチ」では、貸出金に損失事象の結果として減損の客観的証拠

---

1) ただし、マクロヘッジに関しては、協議文書（IASB [2014a]）が公表された段階である。

が必要であり、将来の事象の結果として予想される損失は認識されないが、「予想損失アプローチ」では、過去の事象、現在の状況及び将来の経済的状況を予測して予想信用損失を測定しなければならない<sup>2)</sup>。

2015年12月、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「予想信用損失アプローチ」の適用について『信用リスク及び予想信用損失の会計に関する指針』（BCBS [2015]、以下「指針」という。）を公表した。「指針」は、「本文書は、基準設定主体によって設定された適用される会計基準と矛盾する、予想信用損失の会計処理に関する監督上の指針を述べるものではない」と断っているが、特にIFRS9に関しては事実上の解釈を述べているものと解される。本稿では、「指針」の内容とIFRS9の適用に関する見解を概観する。

## 2. 「指針」が示す原則

「指針」は、以下の銀行に対する8つの原則と銀行監督当局に対する3つの原則を示している。

### (1) 銀行に対する信用リスク及び予想信用損失の会計に関する規制上の指針

原則1：銀行の取締役会（又は同等のもの）及び経営陣は、銀行が、銀行の表明された方針及び手続、適用される会計の枠組み並びに関連する監督指針に従って、十分な（adequate）引当金を一貫して決定するための、有効な内部統制システムを含む、適切な信用リスクに関する実務を行っていることを確かめる責任がある。

原則2：銀行は、すべての貸出エクスポージャーに関する信用リスクを評価し測定するための方針、手続及び統制手続を取り扱う健全な技法を採用し、文書化し、遵守しなければならない。

原則3：銀行は、共通の信用リスク特性に基づいて、貸出エクスポージャーを適切にグルーピングするために、信用リスクの格付けプロセスを構築しなければ

---

2) 「発生損失アプローチ」から「予想損失アプローチ」への転換の詳細に関しては、児嶋 [2015] 第11章を参照。

ならない。

原則4：銀行の貸倒引当金の合計金額は、引当金の構成要素が集散的に決定されているか個別に決定されているかを問わず、十分でありかつ適用される会計の枠組みの目的と整合的でなければならない。

原則5：銀行は、予想信用損失を評価し測定するために用いられるモデルを検証するための方針及び手続を構築しなければならない。

原則6：特にマクロ経済的な要素を含む、合理的かつ裏付け可能な将来を考慮した情報の健全な考慮における、銀行による経験を積んだ信用に関する判断の行使は、予想信用損失の評価及び測定にとって不可欠である。

原則7：銀行は、信用リスクを評価し、予想信用損失を会計処理するための共通のシステム、ツール及びデータのための強固な基礎を提供する、健全な信用リスクの評価及び測定プロセスを持たなければならない。

原則8：銀行の公的な開示は、適時で、目的適合的及び意思決定有用な情報を適用することによって、透明性及び比較可能性を促進しなければならない。

## (2) 信用リスクの実務、予想信用損失の会計処理及び自己資本比率の監督当局による規制上の評価

原則9：銀行監督当局は、銀行の信用リスクに関する実務の有効性を定期的に評価しなければならない。

原則10：銀行監督当局は、会計上の引当金を決定するために銀行によって用いられる方法が適用される会計の枠組みに従って予想信用損失の適切な測定をもたらすことに納得しなければならない。

原則11：銀行監督当局は、銀行の自己資本比率を評価する際に銀行の信用リスクに関する実務を検討しなければならない。

## 3. 「指針」の目的

### (1) 「指針」の範囲

本文書の目的は、予想信用損失（ECL）会計の枠組みの実践及び継続的適用に伴う健全な信用リスクに関する実務についての監督上の指針を述べることであり、信

用リスクに関する実務の範囲は、適用される会計の枠組みに従った予想信用損失の評価及び測定並びに引当金に影響を及ぼす実務に限定される（para. 1）。

## （2）自己資本比率規制との関係

2006年6月、バーゼル銀行監督委員会は、信用リスクの評価、会計上及び自己資本比率のために共通のデータ及びプロセスをどのように用いることができるかを取り扱うため、そして用いられるブルーデンスの枠組み及び会計の枠組みと整合性のある引当金設定の概念を強調するために『貸出金に関する健全な信用リスクの査定及び評価』（BCBS [2006]）を公表した（para. 2）。

「指針」は、銀行に、ECL会計モデルが銀行の全体的な信用リスクに関する実務及び規制上の枠組みとどのように相互に作用すべきかに関する監督上の指針を提供するが、バーゼル資本規制の枠組みに従った予想損失の引当金設定に関する規制上の自己資本の要求事項を述べようとするものではない（para. 3）。

## （3）適切な信用リスク管理の必要性

過去の経験によれば、銀行の破綻の重大な原因は、貧弱な信用の質並びに欠陥のある信用リスクの評価及び測定実務である。信用リスクの増大を適時に識別し認識し損なうことは、その問題を悪化させ長引かせる。信用リスクに関する方針及び手続が不十分であれば、信用リスクの増大の認識及び測定が遅れることになり、それは銀行の自己資本比率に影響を及ぼし、かつ銀行の信用リスク・エクスポージャーの適切な評価及び管理を妨げる。銀行のリスク管理機能がECL会計の評価及び測定に関与することは、適用される会計の枠組みに従った十分な引当金を確実にすることにとって不可欠である（para. 4）。このように、「十分な引当金」のために適切な信用リスク管理が必要となるとの関係が示されている。

## （4）コンバージェンスと首尾一貫性

BCBSは、ECL会計の枠組みは国ごとに違い存在していることを認識している。「指針」は、これらの枠組み間の違いが存在しているときに、例えば、FASBが現在進めているようにエクスポージャーの当初認識時に全期間ECLの測定を要求す

るか又はIFRS9のように禁止することによって、異なる会計の枠組みのコンバージェンスを推進することは意図していない。そうではなく、「指針」は、会計の枠組み間で共通の性質がある場合、そして同じ会計の枠組みが適用される場合に首尾一貫した解釈及び実務を推進することを目指している(para. 5)。

#### (5) ECL会計の枠組み以外の国

ECL会計の枠組みが要求されていない国については、BCBSは、可能な限り、適用される会計の枠組みの中で、健全な信用リスクに関する実務に関連する「指針」の関連する側面が適用されるであろうと期待している(para. 8)。

わが国では、金融庁の通達である「金融検査マニュアル」が事実上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として機能している。「金融検査マニュアル」がECL会計の枠組みであるか否かについては明確ではないが、共通性は見出されると思われる。その点に関する詳細な検討は別の機会に譲りたい。

#### 4. 『実効性のある銀行監督のための諸原則』との関係

「指針」は、『実効性のある銀行監督のための諸原則』(BCBS [2012])の原則17及び18の規定を引用している(para. 12)。表題とともに示すと以下のとおりである。

##### 〈信用リスク〉

原則17：監督当局は、銀行がそのリスク・アピタイト、リスク・プロファイル並びに市場及びマクロ経済的状况を考慮する、適切な信用リスク管理プロセスを持っていると判断する。これは、適時に(取引相手方の信用リスクを含む)信用リスクを識別、評価、監視、報告並びに管理又は提言するための慎重な方針及びプロセスを含んでいる。

##### 〈問題資産、引当金及び準備金〉

原則18：監督当局は、銀行が問題資産の早期識別及び管理、並びに十分な引当金及び準備金の維持のための適切な方針及びプロセスを持っていると判断する。

したがって、銀行は上記の方針及びプロセスを有することが要求されることになる。

## 5. IFRS を適用する銀行に特有の監督上の指針

「指針」は、付録として IFRS に従って報告する銀行に特有の監督上の期待の概要を示している。当該付録は、合理的かつ裏付けのある情報、重要性及び比例制に関する BCBS の見解を述べている導入セクションを含む、指針の主要セクションとともに読むことが要求される。

なお、BCBS は「前文」で、「IASB の代表者たちは、本文書に対してコメントを述べる機会を適用されたが、銀行が IFRS9『金融商品』の減損に関する要求事項を遵守することを妨げる本文書のいかなる側面も識別しなかった」と断っている。

### (1) IFRS9 の減損規定

#### 1) 3段階の認識及び測定

IFRS9 の信用リスクの認識及び測定は、図表 1 のような構造となっている。

#### 2) 規定

規定は以下のとおりである。

- ① 償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で評価される金融商品、リース債権、契約債権<sup>3)</sup>、並びに特定のローン・コミットメント及び金融保証契約に関して、予想信用損失引当金を認識しなければならない (5.5.1)。
- ② 例外を除き、各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない (5.5.3)。
- ③ 例外を除き、各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

---

3) IFRS 15 (IASB [2014b], 企業会計基準委員会他監訳 [2015a]) 付録 A 「用語の定義」は、「契約資産」を「企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利 (当該権利が、時の経過以外の何か (例えば、企業の将来の履行) を条件としている場合)」と定義している。

図表 1 金融資産はどの段階に入るか

段 階 1	段 階 2	段 階 3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品が組成又は購入されたら直ちに、12か月間の予想信用損失が損益に認識され、損失引当金が設けられなければならない</li> <li>・ これは、信用損失の当初の予想の近似値として機能する</li> <li>・ 金融商品について、金利収益は総帳簿価額に基づいて(すなわち、予想信用損失を控除せずに)計算される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用リスクが著しく増大し、かつその結果としての信用の質が低い信用リスクではないと見なされる場合には、全期間予想信用損失全額が認識される</li> <li>・ 全期間信用損失は、事業体が金融商品を組成又は購入した時から信用リスクが著しく増大したときにはじめて認識される</li> <li>・ 金融商品に係る金利収益の計算は段階1と同じである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品の信用リスクが信用減損していると思なされる程度まで増大した場合には、金利収益は償却原価に基づいて(すなわち、総帳簿価額から損失引当金を控除して)計算される</li> <li>・ この段階の金融資産は、一般的に個別に評価される。</li> <li>・ この金融商品に関しては、依然として全期間予想信用損失が認識される</li> </ul>

出所：IASB [2014d]

注：上記②、③中「例外」は、購入又は組成した信用減損金融資産(5.5.13)並びに営業債権、契約資産及びリース資産である。

## (2) 12か月の ECL に等しい金額の損失引当金

IFRS9の5.5.5項は、「各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない」と規定している。これに関して、BCBS [2015] は以下のように述べている。

- ① BCBSは、銀行は常に貸出エクスポージャーについてECLを測定すること、そしてECLは、信用損失が発生する可能性を常に反映しなければならない確率加重平均金額であるから、引当金がゼロであることは稀であることを期待する(A1)。

- ② BCBS は、銀行が、信用リスクの変化が適時な方法で識別されることを可能にする、12か月の ECL の評価及び測定に対する機能的アプローチを採用することを期待する (A2)。

### (3) 「12か月の ECL」の定義

IFRS9 の付録 A 「用語の定義」は、「12か月の ECL」を「全期間予想信用損失のうち、ある金融商品について報告日後12か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失を表す部分」と定義している。

これに関して、BCBS [2015] は以下のことを強調している (A3) (下線は筆者追加)。

- ① 12か月の ECL は今後の12か月間に予想される損失だけでなく、むしろ、今後12か月間に発生しうる損失事象によって、貸出エクスポージャー又は貸出エクスポージャーのグループの期間にわたる予想される現金不足である。
- ② 金融商品が全期間予想信用損失 (LEL) 段階に移行すべきかどうかを評価するために、その金融商品の全期間にわたって発生する債務不履行リスクの変化が考慮されなければならない。
- ①、② とも、定義の内容とは異なっていると読めるため、IFRS9 の考え方とは違う取扱いになるのではないだろうか。

### (4) 債務不履行の定義

IFRS9 の B5.5.37項は、直接的に債務不履行を定義していないが、内部信用リスク管理のために用いられる方法で債務不履行を定義することを要求している。IFRS9 の B5. 5. 37項はまた、債務不履行は90日延滞より遅く起きないと反証可能な推定も含んでいる。

この点に関して、BCBS [2015] は、会計目的のために採用される債務不履行の定義は規制上の目的のために用いられる定義によって導かれることを推奨し、『自己資本の測定及び自己資本比率の基準』(BCBS [2004]) による債務不履行の定義を引用している (A4)。

BCBS [2004] は「債務不履行の定義」と題して、以下のように規定している。

452. 以下の2つのいずれか又は両方が発生している場合には、特定の債務者について債務不履行が発生しているとみなされる。

- (a) 銀行が、（保有している場合には）担保の現金化のような措置を取ることなく、債務者が、銀行グループに対する信用債務の全額を支払う見込みがないとみなしている。
- (b) 債務者が、銀行グループに対する重要な信用債務に関して90日超期限経過している。

注：リテール及び公的部門の場合には、90日という数値について、監督当局は、さまざまな金融商品に関して180日までの数値で置き換えてもよい。

上記定義中の (b) は IFRS9 の 5.5.37 項の反証可能な推定と同じであるが、BCBS [2015] は、「注」の可能性について、「90日期日経過の反証可能な推定の適用除外であると読むべきではない」(A5) と述べている。

銀行は、監督当局による規制を受けるのであるから、債務不履行の定義を規制目的と合わせるのは現実的であると考える。

#### (5) 信用リスクの著しい増大の評価

IFRS9 の 5.5.4 項は、「減損の要求事項の目的は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大（個別的な評価であれ集合的な評価であれ）があったすべての金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間予想信用損失を認識することである」と述べている。

エクスポージャーが信用リスクの著しい増大を蒙っているかどうかに関するデータ、分析及び経験を積んだ信用判断の行使、並びに必要な12か月の ECL 及び LEL の測定について、BCBS の見解は、以下のとおりである。

- ① 強固なガバナンス、システム及び内部統制がこれらのプロセスに構築されなければならない。未だ設けられていないならば、銀行は、特定の貸出エクスポージャー又は貸出エクスポージャーのグループが信用リスクの著しい増大を示しているかどうかを判断し、示している場合には ECL を測定することが必要となる、

大量の情報を取扱い、系統的に評価することができるようなシステムを導入する必要があるだろう。そのアプローチが連結グループ内の事業体にわたって首尾一貫していることを確実にすることは重要である（A15）。

- ② 貸出エクスポージャーの当初認識後信用リスクの「著しい」増大が生じているかどうかの適時な決定は極めて重要であるため、銀行は、信用リスクが著しく増大している場合は直ちに、個別のエクスポージャー、又は類似するリスク特性を持ったエクスポージャーのグループが、IFRS9の減損会計の要求事項に従ってLEL測定に移行されるように、適時かつ全体的にこのことを決定することを可能にするプロセスを構築しなければならない（A16）。

以上は、会計処理自体ではなく、会計処理をもたらすためのシステム及び内部統制がどうあるべきかについて明確にしている。

#### (6) 全期間予想信用損失の認識時期

IFRS9のB5.5.2項は「全期間の予想信用損失は、一般的に金融商品が期日経過となる前に認識されると予想される。通常、信用リスクは、金融商品が期日経過となるか又は他の借手固有の運動性要因（例えば、条件変更又はリストラクチャリング）が観察される前に増大している」と述べている。

BCBSは、このIASBの見解を支持しており、以下の見解を述べている。

- ① 銀行の分析は、信用損失の決定要素が、非常に多くの場合、延滞の客観的証拠が影響を受けている貸出エクスポージャーに現れる相当前（数か月、場合によっては数年前）に悪化し始めるという事実を考慮に入れることが重要である。延滞データは一般的に過去を重視するものであるから、BCBSは、ECLアプローチの銀行による実践においてそのまま適切であることはめったにないと考え（A19）。
- ② リテール・ポートフォリオでは、マクロ経済的な要素と債務者の特性の不都合な進展は、信用リスクのレベルの増大が延滞のような遅れる情報に明白になるより相当前に、その増大をもたらす。したがって、BCBSは、堅固な方法でIFRS9の目的を達成するために、銀行は、合理的かつ裏付けのある情報に基づいて、ポートフォリオの信用リスクのレベルの原因となるマクロ経済的な要素と債務者と

の間の関係を考慮する必要があるだろうと考える。そのために、銀行は最も関連性のある信用リスクの要因の識別を可能にする、過去のパターン及び最近の傾向の詳細な分析によってスタートしなければならない (A20)。

- ③ 多額の商業用不動産貸出しについては、銀行は、多くの管轄区域の商業用不動産市場の全般的なマクロ経済的環境に対する相当な感応を考慮に入れ、信用リスクの著しい悪化があるかどうかを決定するために、金利のレベルや空部屋率のような情報を用いることを考慮しなければならない (A21)。

ここでは、マクロ経済的要素の考慮を強調している点が注目される。

#### (7) 信用リスクの著しい増大の判定

IFRS9 の5.5.9項は、信用リスクの著しい増加の評価を行う際、「予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない」と規定している。B5.5.17項は、信用リスクの変動に関連性のある可能性がある16種類の指標を示している。BCBS [2015] は、これらの指標に関して、それらの考慮に限らず、「さらなる情報があるかどうかを考慮することを期待する。そのような指標 (IFRS9 と本指針の両方の) は『チェックリスト』とみなされてはならない」(A23) と述べている。

BCBS [2015] は、普遍的に適用可能な規準の開発は可能でも望ましくもないとしつつも、信用リスクの著しい増大の評価において下記の (a)~(f) の状況に特に考慮が払われなければならないことを強調している (A24)。

- (a) 既存の貸出金が報告日において新たに組成されたならば、特定の債務者又は債務者グループの信用リスクの当初より著しい増大のために、その貸出金が実際に組成されたときよりもエクスポージャーの信用リスクを反映する貸出金の価格の要素が著しく高くなるような、経営者による裁量的決定。
- (b) 当初認識以降すでに供与されたエクスポージャーの信用リスクの変化のために、そのようなエクスポージャーに類似する新しいエクスポージャーについて担保又は／及び契約条項の要求事項を強化すると経営者の決定。
- (c) 一般に認められている格付け機関又は銀行の内部信用格付けシステムによる債務者の格下げ。

- (d) 個別の監視及び検証の対象である稼働中の信用供与について、当初認識時よりも弱い内部信用評価集計の信用の質の指標。
- (e) 個別の債務者（又は債務者グループ）について信用リスクの関連する決定要因（例えば、将来キャッシュ・フロー）の悪化。
- (f) 資金難による債権放棄又は再構成の予想。

(a)～(f)は「チェックリスト」ではないとされるが、追加的な判断規準となり得るものであり、「信用リスクの著しい増大」と判断すべき状況が増えるものと予想される。

#### (8) 債務不履行発生リスクの変動

IFRS9の5.5.9項は、「各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない」と規定している。

この点について、BCBS [2015]は、「銀行が債務不履行発生リスクの変化の識別方法として、債務不履行確率（PD）の変化を用いる場合には、PDのある変化の著しさは当初認識時のPDに対する比率（すなわち、PDの変化／当初認識時のPD）で表される。しかし、BCBSは、PDそれ自身の変動の幅（すなわち、測定日のPD－当初認識のPD）もまた考慮されなければならないと認識している」（A26）と述べている。

IFRS9の5.5.9項中の「債務不履行発生リスクの変動」について、変動率だけでなく、「変動幅」も考慮すべきとすることによって、「信用リスクの著しい増大」と判断される場合が増えるものと予想される。

#### (9) 集成的評価又は個別的评价の基礎

IFRS9のB5.5.1項は、「当初認識以降の信用リスクの著しい増大について全期間の予想信用損失を認識するという目的を果たすためには、信用リスクの著しい増大の評価を集成的に行うことが必要となる場合がある。これは、例えば、金融商品のグループ又はサブグループに係る信用リスクの著しい増大を示す情報を考慮するこ

とによって行われる。これは、たとえ信用リスクの著しい増大の証拠が個々の金融商品のレベルではまだ利用可能でない場合であっても、信用リスクの著しい増大がある場合に全期間の予想信用損失を認識するという目的を企業が果たすことを確保するためである」と述べている。

この点について、BCBS [2015] は、「BCBS は、1つのグループのいくつかのエクスポージャーが信用リスクの著しい増大を被っていると思われる場合には、たとえ個別のエクスポージャーごとではこれを識別することができない場合であっても、そのグループのサブセット又はそのグループのある割合が ECL の LEL 測定へ移行することを期待する」(A33)（下線は筆者追加）と述べている。

下線部は、IFRS9 の B5.5.1項ではそのように読めないと思われるので、LEL 測定への移行が増えるものと予想される。

#### (10) 「著しい」の意味

BCBS [2015] は、「著しい」について以下のように述べている。

- ① 「著しい」は統計的著しさと同じではないことは、評価アプローチは定量的分析のみに基づいてはならないことを意味している。多数の個別には少額の信用供与からなり、ワンセットの関連する過去のデータがあるポートフォリオについては、公式の統計的技法を用いて部分的には信用リスクの「著しい」増大を識別することは可能かもしれない。ただし、その他のエクスポージャーについては、それは実行可能でないかもしれない (A35)。
  - ② 「著しい」はまた、銀行の主要な財務諸表に対する影響の程度の観点から判断されてはならない。例えば、そのエクスポージャーが担保で100%以上保全されているために、債務不履行確率の観点から定義された信用リスクの増大が設定される引当金に影響を及ぼしそうにない場合であっても、そのような増大の識別及び開示は、銀行の貸出金の本源的信用リスクの傾向を理解しようとする利用者にとっておそらく重要であろう (A36)。
- ②は念を押すような記述とも見えるが、これによって「著しい」と判断される場合が増えるものと予想される。

#### (11) 条件変更した金融資産

IFRS9の5.5.12項に従えば、契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は条件変更されていて、金融資産の認識の中止が行われなかった場合には、当該金融商品の信用リスクの著しい増大がないかどうかを、(a)報告日における債務不履行のリスク(条件変更後の契約条件に基づく)、(b)当初認識時における債務不履行発生リスク(当初の条件変更前の契約条件に基づく)の両者を比較することによって評価しなければならない。

BCBS [2015] は、「変更や再交渉は信用リスクの増大をもたらす可能性があり、ECLが過小見積もりとなり、信用リスクが著しく悪化している債務者についてLELへの移行が遅れるか、又はLEL測定から12か月のECL測定へ不適切に戻る結果となり得る」(A42)と述べている。

さらに、BCBS [2015] は、「BCBSは、変更された貸出エクスポージャーについて信用リスクが著しく増大したかどうかを決定する際に、当初認識時の状況に比較して、そのような変更や再交渉によって、銀行が利息を徴収し元本の返済を受ける能力を改善又は回復するかどうかを証明することを期待する。ECL見積りを行う際、銀行はまた、当初認識時の状況に比較して、そのような変更や再交渉によって、銀行が利息を徴収し元本の返済を受ける能力を改善又は回復するかどうかも考慮に入れなければならない。変更された契約キャッシュ・フローの実態及び(債務者の信用リスクを考慮し)エクスポージャーの将来の信用リスクに対する変更の影響にも考慮が払われなければならない」(A43)と述べ、考慮すべき要素として(それに限定されないが)以下を挙げている。

- ① 契約条件の変更や再交渉並びにその結果としてのキャッシュ・フローが、当初の変更前の契約条件に比較して、債務者にとって経済的に有益であるかどうか、そしてその変更が債務者の借入金を返済する能力にどのように経済的に影響を及ぼすか
- ② 変更につながった状況を含む、借入金を返済する債務者の能力、変更の結果として債務者の将来の見通し、債務者が経営しているセクター／産業についての見通し、債務者のビジネス・モデル、将来の業績、財政上の回復及びキャッシュ・フローに関する債務者の予想の輪郭となる債務者のビジネス(経営者の)計画の

銀行による評価を裏付ける要素を識別できるかどうか

- ③ 債務者の事業計画が実行可能、実現可能で、貸出エクスポージャーの変更後の契約条件に従った利息及び元本の返済スケジュールと整合性があるかどうか

BCBS [2015] はまた、12か月の ECL 測定へ戻る可能性について、「後に再交渉や変更されるが、認識の中止とならない LEL に移行されたエクスポージャーは、エクスポージャーの全期間にわたる信用リスクが当初認識時に比べて著しく増大していないとの十分な証拠がない限り、12か月の ECL 測定に戻ってはならない」(A44) と念を押している。貸出金が契約条件の変更や再交渉が行われた場合、当面の債務不履行のリスクが低下することはあり得るが、中長期的に低下するとは常識的に考えにくいから、BCBS の見解は妥当だと考えられる。

#### (12) 実務上の便宜的方法

IFRS9 は、銀行業以外の会社を含め、さまざまな事業体によって利用される予定である事実を認識して幅広い範囲の会社のために実践上の負担を軽減することを意図した、多くの実務上の便宜的方法を含んでいる。BCBS は、「特に、銀行のビジネスに鑑み、BCBS は、関連する情報を入手するコストは『過度のコストや努力』を伴うことがありそうであるとは考えられないため、以下のパラグラフで述べる実務上の便宜的方法の国際的に活動する銀行による利用は制限されることを期待する」(A45) と述べている。

「国際的に活動する銀行」ではない銀行は概して規模が小さいであろうから、下記 (13) で述べられるように IFRS9 導入のためのシステム投資に多額の負担を期待することは現実的ではないと思われる。「実務上の便宜的方法の国際的に活動する銀行による利用は制限されることを期待する」との記述によって、実務上の便宜的方法の適用は制限されることになると予想される。

#### (13) 「過大なコストや労力」

IFRS9 の 5.5.17 項は、金融商品の予想信用損失を、「(a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額、(b) 貨幣の時間価値とともに、(c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報

告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映する方法で見積らなければならない」（下線は筆者追加）と規定している。また、「合理的で裏付け可能な情報」に関して、B5.5.51項は、「企業は、情報の網羅的な探索を行う必要はないが、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な予想信用損失の見積りに関連性のあるすべての合理的で裏付け可能な情報（予想される期限前償還の影響を含む）を考慮しなければならない」（下線は筆者追加）と規定している。

BCBS [2015] は、下線部について、「BCBS は、銀行は、これらの見解を厳格に読まないことを期待する。IFRS9 のモデルの目的は信用損失の測定において根本的な改善を実現させることであるから、BCBS は、銀行が、高品質で、強固で首尾一貫したアプローチの実施を果たすことが必要とされる、個々のエクスポージャー又はグループに関連するすべての合理的かつ裏付けのあるシステム及びプロセスを開発することを期待する」（A47）と述べている。

その理由は、「その開発は、潜在的に新しいシステム及びプロセスへの高額な先行投資を必要とするが、BCBS は、高品質の実行の長期的利益はそれに伴うコストをはるかに上回り、したがってその先行投資は過度ではないと考えている」（A47）ことであり、BCBS の見解が明瞭に述べられている。

#### (14) 「低い信用リスク」の適用除外

IFRS9 の5.5.10項は、「企業は、ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定できる」と述べている。

この点に関して、BCBS [2015] は以下の見解を述べている。

- ① BCBS は、この適用除外の利用は制限されるべきであると期待する。特に、BCBS は、すべての貸出エクスポージャーについて信用リスクの著しい増大の適時な評価を実施することを期待する。BCBS の判断では、信用リスクの適時な評価及び追跡を省略することを目的とした銀行によるこの適用除外の利用は、ECL モデル及び IFRS9 の低品質な実施を反映することになる（A48）。
- ② BCBS の見解では、IFRS の高品質な実施を達成するために、低い信用リスク

の適用除外は、財務報告日現在信用リスクは十分に低いことと、当初認識後信用リスクが著しく増大している可能性はないことの明確な証拠を伴わなければならない（A49）。

IFRS9 の B5.5.22項によれば、以下のすべてを満たす場合には金融商品の信用リスクは低いものとみなされるとする。

- (a) 金融商品の債務不履行のリスクが低い。
- (b) 借手が近い将来にキャッシュ・フローの義務を履行するための強い能力を有している。
- (c) 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が、借手が契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力を低下させる可能性があるが、必ずしも低下させるとは限らない。

さらに、B5.5.23項は、「ある金融商品の信用リスクが低いかどうかを判定するために、企業は、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的で、評価の対象とする金融商品のリスクと種類を考慮する内部信用格付け又は他の方法論を使用することができる」と述べ、「投資適格」という外部格付けは、信用リスクが低いと見なされる可能性のある金融商品の一例だとしている。

「投資適格」の格付けについて、「BCBS は、これは例にすぎず、信用格付け機関からの『投資適格』の格付けのあるすべての貸出エクスポージャーが自動的に低い信用リスクであるとみなすことはできないとの見解である。BCBS は、銀行が、貸出エクスポージャーの信用リスクを評価するために主として自身の信用リスクの評価に依拠し、（入手可能な場合に）信用格付け期間から提供される格付けだけに、又はそれに機械的に依拠しないことを期待する。それにもかかわらず、外部格付けに比べて楽観的な内部信用格付けは、経営者による追加的な分析及び正当化が必要となる」（A51）と述べている。

#### (15) 30日超の期日経過の反証可能な推定

IFRS9 の 5.5.11項は、「企業が信用リスクの著しい増大を評価する方法に関係なく、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定がある。企業は、契約上の

支払の期日経過が30日超であっても、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないという、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この推定に反証することができる。契約上の支払の期日経過が30日超となる前に、企業が信用リスクの著しい増大があったと判断する場合には、この反証可能な推定は適用されない」と規定している。

BCBS [2015] は、以下のように、「30日超の期日経過の反証可能な推定」の適用に関して否定的な見解を述べている。

- ① BCBS は、IFRS9 に従えば、歯止め措置として反証可能な推定の適切な利用は、信用リスクの著しい増大を評価するための他のより早い手段とともに排除されていないことを認識しているが、銀行が、30日超期限経過の反証可能な推定を、LEL への移行の主たる指標としては利用しないことを期待する (A52)。
- ② BCBS は、30日超の期限経過の推定は信用リスクが著しく増大していないとの根拠によって反証されるとの主張は、30日の期限経過が信用リスクの著しい増大と相関関係はないことを明確に証明する綿密な分析を伴うことを期待する。そのような分析は、将来の現金不足が過去の経験と異なるような結果となるかもしれないとの最新のかつ裏付け可能な将来を考慮した情報を考慮しなければならない (A53)。
- ③ この点に関して、BCBS は、銀行が、合理的かつ裏付け可能な関連する将来を考慮した情報と信用リスク要因との実質的な関係があるかどうかを評価するために、そのような情報を利用することを期待する。BCBS は、銀行が、将来を考慮した情報が信用リスク要因と実質的な関係がないか、又はそのような情報が過度のコストや努力なしには入手可能ではないことが証明されない限り、30日超の期限経過の反証可能な推定を利用しないことを期待する (A54)。

## 6. おわりに

「指針」が示す原則 1 及び原則 4 では、信用損失引当金について「十分な (adequate)」が用いられている。adequate の訳語としては、一般に「十分な」, 「適当な」が挙げられるが、英英辞典によれば、「特定の目的又は要求にとって量が十分な」と説明されることから「十分な」と解してよいと思われる。

ただし、原則4は「十分でありかつ適用される会計の枠組みの目的と整合的でないといけない」と述べている。また、原則10中の「会計上の引当金を決定するために銀行によって用いられる方法が適用される会計の枠組みに従って予想信用損失の適切な測定をもたらす」では「適切な (appropriate)」測定という表現が用いられている。したがって、「十分な」は「会計基準の適用・解釈において許容される範囲で上限に近い」と解するべきであろう。すなわち、「指針」は予想信用損失の会計に関して「会計の枠組み」の範囲を超えた特別なことを述べているわけではないと考えられる。

次に、IFRS9の適用に関しては、「IFRSを適用する銀行に特有の監督上の指針」において、「12か月のECL」の解釈、債務不履行の定義の明確化、信用リスクの「著しい」増大の解釈、マクロ経済的な要素の考慮、債務不履行の「変動」の解釈、貸出金グループの集合的評価におけるサブセット又はそのグループのある割合のECLのLEL測定への移行への言及、及び条件変更した金融資産の12か月のECL測定へ戻る場合の制限が示されることによって全期間の予想信用損失の計上が早まるものと考えられる。

また、国際的に活動する銀行による実務上の便宜的方法の利用の制限が示されることによって、ECLのLELへの移行が早まるものと考えられる。

#### 参考文献

- BCBS [2004], *International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards*, June.
- BCBS [2006], *Sound Credit Risk Assessment and Valuation for Loans*, June.
- BCBS [2012], *Core Principles for Effective Banking Supervision*, September.
- BCBS [2015], *Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses*, December.
- FASB [2016], *Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, January.
- IASB [2014a], *Discussion Paper, Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro Hedging*, April.
- IASB [2014b], IFRS15, *Revenue from Contracts with Customers*, May. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2015], 『国際財務報告基準 第15号: 顧客

との契約から生じる収益』中央経済社)

IASB [2014c], IFRS9, *Financial Instruments*, July. (企業会計基準委員会・財務会計  
基準機構監訳 [2015], 『国際財務報告基準 第9号:金融商品』中央経済社)

IASB [2014d], IFRS9, Project Summary, July.

見嶋隆 [2015], 『銀行の不良債権処理と会計・監査』中央経済社。